

河長監第61-2号
令和6年4月23日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員
村治 規行
堀川 和彦
(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

第1 監査対象団体

財政援助団体等：社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会

第2 監査対象期間

原則として令和4年度、必要に応じて令和5年度

第3 監査実施期間

令和5年11月16日（木）から令和6年3月26日（火）まで

第4 監査対象団体所管部局

福祉部地域福祉高齢課及び障がい福祉課

第5 監査項目及び手続き

財政的援助の決定は法令等に適合しているか、補助金等の交付目的は明確か、団体の事業が補助金の目的に沿って適切な執行をされているかの確認をするとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

また、指定管理者として選定された事業者が、公の施設の管理を適切かつ公平、公正に行っているか、事業報告書等が基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているか、指定管理者制度の目的を達成しているか等に留意し、提出された資料及び監査対象団体内で関係諸帳簿等を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

なお、事前調査の一部は、公友監査法人大阪事務所に委託し、実施しました。

第6 監査結果

監査対象団体の出納、出納に関連する事務等については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり、検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

1. 指定管理業務について

(1) あかみねにおける指定管理業務に係る事業計画書作成の必要性

河内長野市立障がい者福祉センターあかみね（以下「あかみね」という。）の指定管理に係る基本協定書の第9条第1項において、社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、会計年度の本業務に関する事業計画書を作成し、市に対して会計年度開始前に提出し、市の承諾を得なければならないとされています。そして、同条第2項において、事業計画書には次に掲げる事項を記載することとされています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 本業務の実施予定及び本施設の利用の予定(2) 本業務に係る収入の予算(3) 本業務に係る経費等の支出の予算(4) 本業務に係る人員配置の予定(5) 前各号に掲げるもののほか、本業務に関して市が必要と認める事項 |
|--|

さらに、同条第3項において、事業計画書に成果目標を定め、第5項において、市は事業計画書を公表し、市民への周知に努めるものとされています。

この点、社協から障がい福祉課に提出された令和4年度の事業計画書は、社協が法人全体として作成した事業計画書のうち、あかみねに関する部分を抜粋したものであり、人員配置の予定や成果目標が記載

されていないものでした。

一方、社協は、河内長野市立福祉センター錦溪苑（以下「錦溪苑」という。）の指定管理業務に係る事業計画書については、法人全体の事業計画書の抜粋に加えて、職員配置や成果目標など、必要な事項を記載した事業計画書を地域福祉高齢課に提出しており、地域福祉高齢課は、事業計画書を市のホームページに掲載して公表していました。

については、あかみねについても、指定管理業務に係る事業計画書を作成し、市ホームページにおいて公表することとすべきです。

(2) 随意契約による第三者委託における相見積り入手の必要性

社協の経理規程では、第75条及び第76条において競争入札により契約の相手方を選定することを原則としつつ、第77条において、合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとされています。そして、随意契約によることができる合理的な理由として、第77条第1項各号に次の3項目を含む7項目が掲げられています。

- | |
|---|
| (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えない場合 |
| (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 |
| (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 |

そして、第77条第1項第1号による場合には、同条第4項の規定により、委託料については、原則として3社以上の業者から、100万円を超えない場合には2社以上の業者から見積りを徴し比較する必要があります。

この点、令和4年度の錦溪苑及びあかみねにおける委託料の執行をみると、契約金額が1,000万円を超えるものはなく、経理規程第77条第1項の他の号に該当しない場合には、第1号に基づく随意契約によることとなります。

このような前提のもと、錦溪苑及びあかみねにおける委託先の決定に係る決裁書類に記載された随意契約の理由を確認したところ、【表1】のようなものが見受けられました。

【表1】決裁書類における随意契約の理由の記載

錦溪苑	あかみね
「利用者と友好的な関係を構築している」といった理由は記載されているが、経理規程第77条第1項の該当号数の記載がないもの	決裁書類の中に記載された経理規程第77条第1項の該当号数について、第2号と第5号が混在しているもの

錦溪苑における業者選定理由は、「利用者と友好的な関係を構築している」といったもので、経理規程第77条第1項第2号を適用しているものと思われます。また、あかみねでは、過去に相見積りにより選定した業者と随意契約を継続している事情があり、決裁文書に第2号と第5号の記載が混在していたようです。

しかし、いずれの施設においても、委託先の業者が委託業務を遂行可能な唯一の存在であるという訳ではなく、随意契約の理由として第2号を適用するのは適当でないと考えられます。そのため、第1号を適用し、金額に応じ3社以上又は2社以上の業者から相見積りを徴すべきでしたが、相見積りを徴している事例は極めて少ない状況となっていました。

確かに「利用者と友好的な関係」が軽視できない要素であることを否定するものではないですが、業者選定において優先すべき事項は、委託業務の品質とコストであることから、あらかじめ業務の仕様を提示し、相見積りを徴した上で、業者を選定すべきです。

(3) あかみねにおける第三者委託の承諾手続の適正化

あかみねの指定管理に係る基本協定書の第14条において、社協は書面による市の承諾を得た上で、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができることとされています。

この点、令和4年度のあかみねにおける第三者委託に係る承諾手続の状況を確認したところ、社協は令和4年3月31日付で第三者に委託する業務の名称を記載した書面を障がい福祉課に提出し、障がい福祉課は令和4年4月1日付で承諾していました。このように承諾に要した期間が極めて短いことに加え、社協が提出した書面には金額の記載がなく、障がい福祉課において再委託に付す合理的な理由や必要性を検討することは実質的に困難であったと考えられます。そのため、承諾の手続が形式的なものとなっていたことが否めません。

一方、錦溪苑における第三者委託に係る承諾手続については、社協は令和4年3月9日付で委託先の業者名や契約金額が記載された書面を地域福祉高齢課に提出し、地域福祉高齢課は令和4年3月22日付で承諾していました。その際、地域福祉高齢課において第三者委託の金額と事業計画書に添付された予算書の金額を照合した証跡も残されていました。

あかみねにおける第三者委託の承諾手続についても、社協は十分な

時間的な余裕をもって委託先の業者名や契約金額が記載された書面を障がい福祉課に提出し、障がい福祉課において再委託に付す合理的な理由や必要性を十分に検討することとすべきです。

(4) 指定管理施設における備品管理の適正化

ア) 寄付された備品の管理

指定管理施設における備品等（附属設備及び器具备品等）は市に所有権があり指定管理者に無償で貸与する「備品等（Ⅰ種）」と指定管理者が購入又は調達する「備品等（Ⅱ種）」に区分されます。

しかし、錦溪苑及びあかみねにおいては、利用者から寄付された備品も多く、【表 2】のとおり、寄付に関連した備品の現物管理が適切とはいえない状況が見受けられました。

【表 2】 寄付された備品の取扱い

錦溪苑	あかみね
備品一覧表によるとサークル2活動室に所在するとされている「19231 テレビ（ナショナル 14 型スタンダード）」（H7.10 取得）は現物が存在せず、代わりに三菱の液晶テレビが存在した。三菱の液晶テレビは利用者から寄付を受けたものと思われるとのことであった。	備品一覧表に記載されている織機のうち、「14461 現代手織研究さおり SX52」について現物が確認できなかった。また、備品一覧表には織機が 4 台記載されていたが、施設には少なくとも 8 台の織機が存在した。備品一覧表より現物の方が多いためと思われるとのことであった。

備品を寄付した利用者としては、市と指定管理者の違いを明確に認識せず、市の施設に対する寄付という意思を持っていたと思われ、「備品等（Ⅰ種）」に位置づける方が実態に即していると考えられますが、現状では、寄付された備品の位置づけが明確でなく、結果的に、施設に「備品等（Ⅰ種）」と「備品等（Ⅱ種）」にも該当しない備品が存在する状況となっていました。

については、寄付された備品が、「備品（Ⅰ種）」又は「備品（Ⅱ種）」のいずれに該当するのか、あるいは、「備品（Ⅰ種）」及び「備品（Ⅱ種）」とは別の類型として現物管理するのか、その位置づけを明確化すべきです。

イ) 「備品等（Ⅱ種）」の取得時の取扱い

社協の拠点区分貸借対照表によると、高齢者福祉拠点区分（錦溪苑）には固定資産の計上はありませんが、障がい者福祉拠点区分（あかみね）には固定資産が計上されていました。

そして、あかみねの指定管理に係る基本協定書の第20条第3項においては、備品等（Ⅱ種）を購入し、又は調達する場合は、市に書面で報告することとされていました。

この点、障がい者福祉拠点区分では、令和4年度に器具備品として卓上紙折機252,615円を、ソフトウェアとしてクラウド会計初期費用141,900円を計上していますが、市に対する書面による報告は行っていませんでした。

基本協定書の規定に従い、書面による報告を行うべきでした。

なお、錦溪苑の指定管理に係る基本協定書には、備品等（Ⅱ種）の取得にあたり市に書面により報告する旨の規定はありません。あかみねにおいても、書面による報告の必要性が乏しいと判断するのであれば、当該規定を削除することも考えられます。

2. 補助金について

(1) 添付書類としての事業報告書等における補助対象事業の明示

社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会事業補助金（以下「事業補助金」という。）に係る交付要綱及び交付基準では、事業補助金の補助対象事業を【表3】のように規定しています。

【表3】事業補助金の補助対象事業

交付要綱	交付基準	
	大区分	小区分
1 協議会運営事業	(1)協議会運営事業	(a)協議会運営事業費
2 日常生活自立支援事業	(1)日常生活自立支援事業	(a)日常生活自立支援事業費
3 地域福祉活動支援事業	(1)小地域ネットワーク活動推進事業	(a)小地域活動推進事業費
		(b)地区福祉委員会等支援事業費
		(c)コミュニティワーカー設置事業費
		(e)活動拠点支援事業費
	(2)地域福祉人材育成事業	(a)ボランティア育成事業費
	(b)地域福祉コーディネーター養成事業費	
(3)地域福祉ワークショップ事業	(a)地域福祉ワークショップ事業費	
4 その他市長が必要と認める福祉活動事業		

そして、社協では、市に対して、【表4】のように2本に区分して補助金の交付申請を行っています。

【表 4】 事業補助金の交付申請における区分

(単位：千円)

区分	補助対象事業	交付決定額	確定額	備考（確定額の内訳）	
A	1-(1)-(a) 2-(1)-(a) 3-(1)-(c)	72,701	63,180	人件費 10 名分	55,779
				団体事務費 社協施設維持	6,981
				イズミヤ共益費 (ボランティアセンター分)	197
				災害ボランティアセンター	144
				日常生活自立支援事業(事務費)	79
B	3 (3-(1)-(c)以外) 4	12,265	11,499	小地域ネットワーク活動推進事業	9,293
				地域福祉人材育成事業	527
				地域福祉ワークショップ事業	479
				その他	1,200

交付要綱の様式第 1 号及び第 5 号において、補助金交付申請書には事業計画書が、補助金実績報告書には事業報告書が、それぞれ添付書類として掲げられていますが、社協が添付書類として市に提出している事業計画書及び事業報告書（以下「事業報告書等」という。）は法人全体としてのものであり、補助対象事業に記載事項を限定したものではありませんでした。

確かに、協議会運営事業は、社協の事業全般に関わるものであり、補助対象事業のみを記載した事業報告書等を作成することは困難であることは理解できますが、少なくとも、事業報告書等に補助対象事業を明示するなどして、事業補助金と事業報告書等の記載内容の関連性を明確にしておく必要があります。

- (2) 交付申請時と実績報告時における内訳書の費目区分の整合性確保
事業補助金の交付申請における区分である【表 4】の区分 A について、補助金交付申請書に添付された内訳書と補助金実績報告書に添付された内訳書を比較すると、【表 5】のとおり、費目の区分が異なっていました。

【表 5】 交付申請と実績報告における費目の区分

交付申請	実績報告
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 協議会運営事業 ・ 2. 日常生活自立支援事業 ・ 3. 地域福祉活動支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付基準 1、2、3のうち人件費 ・ 1. 協議会運営事業（物件費） ・ 2. 日常生活自立支援事業（物件費）

(注)「3. 地域福祉活動支援事業」に係る物件費は計上されていないため、実績報告には「3. 地域福祉活動支援事業」の区分がない。

【表 5】のうち、交付申請時の区分が【表 3】の交付要綱及び交付基

準に基づく補助対象事業の区分に整合的であるため、実績報告時においても交付申請時と同一の区分により費目を整理して報告することとすべきです。

(3) 補助金交付申請書等における補助対象事業の区分の正確な記載

ア) 区分Aについて

【表4】の区分Aのうち、網掛けを付した「イズミヤ共益費（ボランティアセンター分）」については、「イズミヤ ゆいテラス」（イズミヤ河内長野店4階）の共益費のうち、ボランティアセンターの面積按分による額であり、【表3】の交付要綱及び交付基準に基づく補助対象事業の「3-(2)-(a) ボランティア育成事業費」に該当するものです。

また、「災害ボランティアセンター」については、【表3】の「4 その他市長が必要と認める福祉活動事業」に該当するものです。

しかし、区分Aに係る補助金交付申請書ほか、全ての書類において、「3-(2)-(a)」及び「4」が補助対象事業として記載されていませんでした。

イ) 区分Bについて

【表4】の区分Bのうち、小地域ネットワーク活動推進事業について、補助金交付申請書及び補助金実績報告書に添付された内訳書では、次の5つに区分されていました。

補助金交付基準3 地域福祉活動支援事業

(1) 小地域ネットワーク活動支援事業

- (a) 小地域活動推進事業
- (b) ネットワーク推進事業費
- (c) 地区福祉委員会等指導事業費
- (d) コミュニティワーカー設置事業費
- (e) 活動拠点支援事業費

しかし、この区分は、【表3】の交付要綱及び交付基準における補助対象事業の区分と異なっていました。

以上のように、補助金交付申請書等における補助対象事業の記載について正確性を欠くと認められるものがあったため、今後は、正確に記載すべきです。